

## 手持ち工事及び技術者名簿の提出について（依頼）

平成25年1月9日  
福島県相馬港湾建設事務所

福島県では、東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事等を随意契約（見積合せ）により実施していますが、現在、災害復旧工事等の発注が大幅に増加し、工事現場に配置すべき技術者が不足する事態が生じています。

については、配置可能な技術者数を把握するため、下記により提出願います。

### 記

#### 1 提出方法

(1) 見積合せ当日、受付時に様式－1「手持ち工事及び技術者名簿データ」を電子媒体で提出すること。

※ 様式－1は当事務所ホームページに掲載のため、ダウンロードの上、使用すること。使用する場合、列の追加削除は行わないこと。

※ 提出する電子媒体は、貴社所有のU S Bメモリ等を使用すること。  
なお、U S Bメモリ等は、その場で返却するものとする。)

※ 提出する前に、必ずウイルスチェックを行うこと。

(2) 保存する方法（ファイル名）については、次のとおりとする。

ファイル名：管内、作成日、企業名（例：相双110729（株）○○建設）

(3) 作成対象となる工事は、作成日現在、国・県・市町村等から受注している、いわゆる公共工事（現場代理人等を置くこととされている工事）全てを記入すること。

なお、測量、工事の設計、工事に関する調査又は製造は対象としない。

(4) 県外業者については、様式－1「手持ち工事及び技術者名簿データ」の提出を不要とする。

#### 2 受注業者の決定後における提出

今回の災害復旧工事等を受注した業者は、工事を施工するにあたり、下請業者がある場合、下請通知書等と併せて下請業者の様式－1「手持ち工事及び技術者名簿データ」を電子媒体で提出すること。

電子媒体の取扱いは1（1）と同じとする。